

『新規就農者の里親育成事業』

新規就農者の里親の取り組みを支援します！



香川県では、県内での自営就農希望者を受け入れて研修を実施し、独立に向けた準備をサポートするとともに、独立後も総合的にサポートする先進農家等（里親）の取り組みを支援する『新規就農者の里親育成事業』を平成24年度から実施しています！

- 里 親：（１）農業士
（２）市町やＪＡが推薦する先進農家等（人・農地プランへの位置づけなど、一定の基準を満たすこと）
（３）後継者がおらず、今後５年以内に農業経営の一部又は全部を継承希望者に移譲する意思がある農家等（人・農地プランへの位置づけなど、一定の基準を満たすこと）

○研 修 生：県内で独立・自営就農を希望する者

- 取組内容：農業経営者として必要な知識や技術等を習得させるために、研修生に対して、次のような取り組みを実施
- ・栽培技術や経営管理についての研修
 - ・販売戦略や経営理念についての指導
 - ・農地や空きハウス、農業機械等の確保支援
 - ・地域農家等との交流支援
 - ・独立就農後の総合的なサポート

- 支援内容：里親に指導経費を支給（対象とする研修生は２人以内ただし、経営継承型の場合、２人目は認めない）
- ・研修生１人目 50千円／月
 - ・研修生２人目 33千円／月

里親(のれん分け就農に取り組む先進農家及び農業法人)の基準

のれん分け就農促進事業

- (1) 農業士
- (2) かがわ農業MBA塾修了者または市町長あるいは農業協同組合の長が推薦する農家及び農業法人。ただし、次の基準を全て満たすこと。
 - 年間を通じて農業を営む事業体であること。
 - 研修生を受け入れた経験があり、研修生を十分に指導できる能力を有すること。
 - 認定農業者であること。
 - 市町が作成する「人・農地プラン」(地域農業マスタープラン)に地域の中心となる経営体として位置づけられている、または位置づけられることが見込まれる者であること。
 - 過去に研修、雇用、生産及び販売等について、法令に違反する等のトラブルがないこと。

農業経営継承支援事業

後継者がおらず、今後5年以内に農業経営の一部又は全部を継承希望者に移譲する意志がある農家及び農業法人であって、以下の基準を全て満たすこと。

- 年間を通じて農業を営む事業体であること。
なお、「農業を営む事業体」とは、農業生産による農畜産物(自ら生産した農畜産物を原料とした加工品を含む)の販売収入がある農家または農業法人とする。
- 作物の栽培技術や家畜の飼養技術、経営管理や販売のノウハウ等について、研修生を十分に指導できる能力を有すること。
- 認定農業者または認定期間終了後5年以内の認定農業者であった者であること。
- 市町が作成する「人・農地プラン」(地域農業マスタープラン)に地域の中心となる経営体として位置づけられている、または位置づけられることが見込まれる者であること。
- 過去に研修、雇用、生産及び販売等について、法令に違反する等のトラブルがないこと。
- 継承する経営内容が専業経営として生計を立てられる規模(面積、頭数等)であること。

研修生の基準

のれん分け就農促進事業

- (1) 研修修了後1年以内に本県で独立・自営就農する者であること。
- (2) 農の雇用事業など、その他の補助事業等の対象者でないこと。ただし、農業次世代人材投資資金(準備型)の受給者はこの限りでない。
- (3) 過去の農業従事期間(親元の手伝い、パート、アルバイト等は含まない)が原則として2年未満であること。
- (4) 過去の研修期間が原則として2年未満であること。ただし、農業高校や農業大学校等の教育機関における就学期間は含まない。
- (5) 里親(事業実施主体)の3親等以内でないこと。
- (6) 研修終了時までには就農計画の認定を受ける者であること。

農業経営継承支援事業

- (1) 本県で今後5年以内に農業経営の一部又は全部を継承する者であること。
- (2) 上記、のれん分け就農促進事業の(2)から(6)の基準及び取り組む内容を全て満たす者であること。

問い合わせ先

- 東讃農業改良普及センター TEL:0879-42-0190
- 小豆農業改良普及センター TEL:0879-75-0145
- 中讃農業改良普及センター TEL:0877-62-1022
- 西讃農業改良普及センター TEL:0875-62-3075
- 香川県農政水産部農業経営課 TEL:087-832-3406